

新十津川町の 国保財政がピンチ!

第1回 国保財政 新十津川町の国民健康保険財政が 厳しい状況になっています

担当 住民課戸籍保険グループ ☎76・2130

ぼくの名前は「本マル」です。
今月から5回に分けて、新十津川町の国民健康保険（国保）について、ぼくが分かりやすく解説するのでよろしくね!

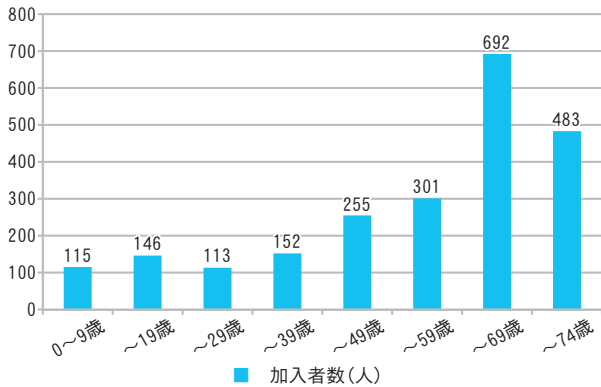


本マルくんの紹介

医療保険大学国民健康保険学部准教授。国保博士号取得。

新十津川町から、町民の皆さんにこの町の国保の現状について分かりやすく解説してほしいと懇願され、今回から登場しました。

年齢別加入者数（平成23年3月末現在）



●まず、簡単に国保の仕組みについて教えて。

自営業の人、農業に携わっている人、退職して会社の健康保険をやめた人たちが加入し、病气やけがをしたとき、安心してお医者さんにかかることができるように、加入者が納める国保税（7割）と国や道からの補助金（3割）を使って、みんなで助け合う制度なんだ。



●本町の国保加入状況は、どうなっているの？

現在、約1200世帯、約2300人が加入していて、町の全世帯の4割、全町民の3割を占めているよ。
年齢別では、60歳以上の加入者が全体の半分強を占めていて、その年齢層が年々増えているんだ。



●広報7月号に『本町の国保医療費が年々増えていて、国保税率を改正せざるを得ない』とあったけど、その国保税と医療費の状況は？



国保税の収入なんだけど、平成21年度より1800万円減ってしまっただ。

一方、国保医療費の支出は、1900万円増えたんだよ。国保税の減収は、財政運営に大きな影響を与えてしまっただよ。

入院・入院外別1人当たり診療費などの比較

	22年度	21年度	増減率
(入院) 1人当たり診療費	153,481円	132,523円	15.81%
(入院外) 1人当たり診療費	116,625円	120,396円	△3.13%
(入院) 1件当たり診療費	488,155円	434,012円	12.48%
(入院外) 1件当たり診療費	15,105円	14,591円	3.52%
(入院) 1件当たり日数	19.38日	17.44日	11.12%
(入院外) 1件当たり日数	1.53日	1.48日	3.38%
(入院) 1日当たり診療費	25,182円	24,890円	1.17%
(入院外) 1日当たり診療費	9,856円	9,865円	△0.09%

●本町の1人当たりの国保診療費は、どれくらい？

入院と入院外の1人当たり診療費等の平成22年度と21年度を比較したのが右の表なんだ。入院では、すべての項目で前年度を上回っているよね!



● 国保の医療費が上がったら、その分国保税も上がるの？



基本はそうなんだけど、急にたくさん国保税を上げるわけにはいかなから、貯金（基金）を積み立てて、財源の不足分に充てたり、病気が流行して医療費が増えたときに備えているんだ。

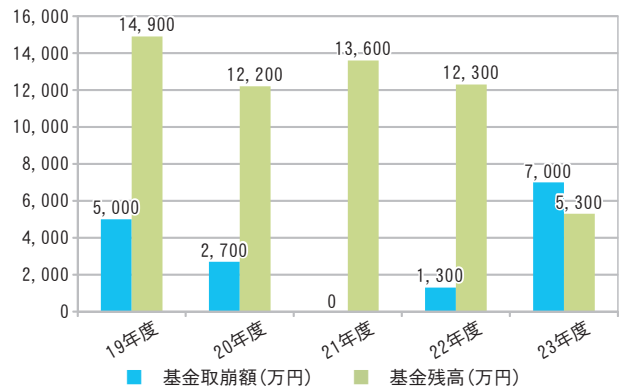
● ふるん、いざというときに使う貯金みたいなものがあるんだね！

現在の基金の状況はどうなの？

平成12年度ごろには2億円ちょっとあった基金だけど、13年度から少しずつ下ろし始めて、23年度末には約5300万円まで減ってしまう見込みなんだ！



国保基金の取崩額と残高



● 本町の国保運営が大変なことは何となくわかったけど、これを解決するにはどうすれば良いの？



国保財政を健全に運営していくためには、医療費の削減が必要なんだ。そのために、次の4点を実行してみてもどうだろうか？

①お医者さんの掛け持ち受診は控えようよ！ 検査や薬が重複して、副作用などの危険があるよ！

② テレビのCMでもやっているジェネリック医薬品の利用を考えてみてはどうかかな？ お医者さんや薬剤師さんにも相談してみてね。

③ 糖尿病、心臓病、高脂血症、脳卒中など生活習慣病による重篤化を防ぐために、適度な運動や、食事と栄養のバランスを大切にしよう！

④ 毎年定期的に健康診断を受けよう！ 病気の早期発見、早期治療が、結果的には医療費の削減につながるよ！



今回のぼくの解説は、どうだったかな？ 何となくでも分かってもらえたらうれしいな。
次回は、生活習慣病について解説しようと思うので、こうご期待！

避難所体験参加者募集

東北地方で起きたような大地震で自宅が被害に遭ったら、あなたはどのようなでしょう？

避難所に行っても、電気やガス、水道が使えらるとは限りません。各自が必要と思うものを持ち寄り、不自由な避難生活を体験してみませんか。

日時 10月22日(土)14時～19時
場所 改善センター

募集人数 40人
体験内容 段ボールを使った個人スペース作り、非常食での夕食、自衛隊員による被災地支援のお話など

締切 9月30日(金)

その他 参加希望者が10人未満のときは開催しません。

申込・問合せ 災害対策事務局

☎ 76・2131

